社會大衆黨福岡縣支部聯合會
縣支部代表者會議決議概要

一、日時　九年十一月三十三日午后七時
一、會場　社會大衆党福岡縣支部聯合會本部（八幡市春の町五）
一、出席者　伊藤、許斐、牧野、大川、久保、池田、潮下、橋詰、與村
（田原春次氏傍聽）
議長　伊藤助四郎

決議事項

一、福岡縣下旱害被害民救済対策の件
農民団体代表者の意見を求めたのであるが、関西凡水害東北冷害凶作は請新聞で過大に取扱つてゐるので社會の耳目は悉く之等に集注し、福岡縣下の旱害は殆ど等閑視されてゐる実状である。縣下農村の被害は縣当局の発表してゐるところだけでも一千数百萬円に達し、山つきに至る程旱害惨状は激甚にして、縣下の如く縣にて一千数百萬円と違する被害は東北、関西に比して軽微ではない。我が聯合會は縣下旱害被害民救援運動の先頭に立つべきで、農民団体と相諮り、近日中福岡市に於て協議會を開き、被害農民救済運動の具体的方針を樹立し即時之を実施に当る。

二、縣支部聯合會座談會開催の件
十二月上旬、縣聯加盟支部の有志代表者を集め、立柏教位の會場を地方別に分ち、夫々形式的な方法ではなく、協議すべき内容を整へて、懇談的に縣聯合會としての具体的運動の指方針を確立する集會を催し、その日時、會場は書記局に一任する。

三、縣會対策に関する件
農村救済、産業対策、税制改革に縣會闘争の主力を置き、その具体的方針は伊藤書記長へ一任する。
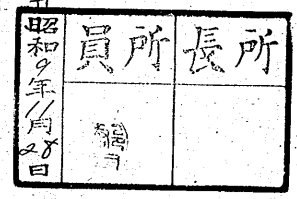
以上